

博士課程在学中の皆様へ

お知らせ

下枠内に記載のとおり、博士学位論文の公表方法が変更になりました。

については、学位申請に際して提出する書類が一部変更になりましたので、学生支援チームホームページ (<http://www.p.u-tokyo.ac.jp/~edudaiga/index.htm>) から『学位申請者（課程博士）のための手引き』（平成 26 年 1 月 22 日版）を入手の上、確認してください。

不明な点等については、学生支援チーム（大学院担当）へお問い合わせください。

平成 25 年 12 月

学位申請者の方へ

博士論文の公表方法の変更について

学位規則の一部を改正する省令（平成 25 年文部科学省令第 5 号）が平成 25 年 4 月 1 日から施行され、学位取得者の博士論文の全文の公表は、学位を取得した大学の協力を得て、インターネットの利用により公表することに改正されました。

東京大学では、法令改正に伴うインターネット公表については、大学の研究成果を電子的な形態により学内外に公開することを目的とした「東京大学学術機関リポジトリ」に登録することにより実施いたします。

この機関リポジトリに登録するためには、主に次の 2 点を用意する必要があります。

- ・ 博士論文の全文（最終版）に関する電子データ（PDF ファイル）
- ・ 機関リポジトリに登録するための許諾書

許諾書の提出にあたっては、利用許諾要件を了解していることが前提になるなど、一定の条件がありますので、関係書類については、あらかじめご確認くださいようお願いします。

※ なお、上記のほか、本学が認める「やむを得ない事由」により機関リポジトリに博士論文の全文を公表できない（要約を公表する）場合の電子データ（PDF ファイル）の提出方法。あるいは、従来から実施している国立国会図書館等への論文の納付に関する対応などについては、課程博士、論文博士の別及びインターネット公表の方法の別などにより、学位取得者が提出しなければならない書類等が異なることとなりますので、関係書類を十分にご確認のうえ、必要な書類等を提出くださるようお願いします。